

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項、第二十条第一項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の見出し中「建設流通政策審議官」の下に「物流審議官」を加え、同条第一項中「建設流通政策審議官一人」の下に「物流審議官一人」を加え、「二十人」を「十九人」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 物流審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十八人」を「十七人」に改める。

第三十六条第一項中「十三課」を「十四課」に、「物流政策課」を「物流政策課」に改める。

国際物流課

第四十三条第一号中「政策統括官」を「国際物流課」に改め、同条第七号及び第十号中「こと」の下に「(国際物流課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(国際物流課の所掌事務)

第四十四条 国際物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官の所掌に属するものを除く。)

二 国際的な貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 国際的な貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第四十七条第一号中「国際統括官」の下に「並びに国際物流課」を加える。

「安全・環境政策課

「安全政策課

「運航労務課

第四百十条中「十課」を「九課」に、  
海事人材政策課」を 海洋・環境政策課 に、船舶産業課  
を「船舶産業課」に改める。  
船員政策課」 安全基準課」

第四百十一条第二号中「安全・環境政策課及び海事人材政策課」を「安全政策課及び海洋・環境政策課」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 海事代理士に関すること。

第四百十一条第七号を次のように改める。

七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

第四百十一条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第四百十二条（見出しを含む。）中「安全・環境政策課」を「安全政策課」に改め、同条第二号を次のように改める。

- 二 海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 第百四十二条中第三号を第十一号とし、第二号の次に次の八号を加える。
- 三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 四 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 五 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 六 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。
- 九 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

第百四十六条を削る。

第四百四十五条第三号中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、同条を第四百四十六条とする。

第四百四十四条第二号中「運航労務課」を「安全政策課」に改め、同条を第四百四十五条とする。

第四百四十三条の見出し中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、同条中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。

三 船員災害防止協会の行う業務に関する事。

第四百四十三条中第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関する事（海技課の所掌に属するものを除く。）。

第四百四十三条第六号及び第七号を削り、同条を第四百四十四条とし、第四百四十二条の次に次の一条を加える。

（海洋・環境政策課の所掌事務）

第四百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第百五十条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。

五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

八 船舶に関する原子力の利用に関すること。

九 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

第四百七十七条第二号中「総務課」を「海洋・環境政策課」に改める。

第四百四十八条及び第四百四十九条を次のように改める。

第四百四十八条及び第四百四十九条 削除

第四百五十条第一号中「安全基準課」を「安全政策課」に改め、同条第二号及び第三号中「安全基準課」を「海洋・環境政策課」に改める。

第四百九十条第二項中「第十七条第六号」を「第十七条第五号」に改める。

第二百二十四条の三第一項中「総務課」を「総務課」に、「国際観光政策課」を「国際観光課」に改める。

観光戦略課」に、「国際交流推進課」

める。

第二百二十四条の四中第十七号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十七号とし、第二十四号を第十八号とする。

第二百二十四条の七を削る。

第二百二十四条の六（見出しを含む。）中「国際観光政策課」を「国際観光課」に改め、同条第一号中「こと」の下に「（観光戦略課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「（前号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十四条の六を第二百二十四条の七とし、第二百二十四条の五を第二百二十四条の六とし、第二百二十四条の四の次に次の一条を加える。

（観光戦略課の所掌事務）

第二百二十四条の五 観光戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に関すること。
- 二 容易に観光旅行をすることができ環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。



三 観光に関する調査及び研究に関すること。

四 観光に関する統計に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること（観光地域振興部並びに観光産業課及び国際観光課の所掌に属するものを除く。）。

六 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

附則第五条の三中「附則第二十五条第二号」を「附則第二十五条の二」に改める。

附則第二十五条中「次に掲げる」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する」に改め、各号を削る。

附則第二十五条の二中「第四百四十五条に規定する」を「第四百四十六条各号に掲げる」に改め、同条を附則第二十五条の三とし、附則第二十五条の次に次の一条を加える。

（海事局安全政策課の所掌事務の特例）

第二十五条の二 海事局安全政策課は、第四百四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

2 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の表国際観光振興機構分科会の項中「観光庁国際観光政策課」を「観光庁国際観光課」に改める。

(船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)

3 船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十

五年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち国土交通省組織令第四百四十六条第五号の改正規定中「第四百四十六条第五号」を「第四百十

四条第五号」に改める。

## 理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に物流審議官を、総合政策局に国際物流課を置く等の必要があるからである。